

蛍光管及び廃乾電池等回収・梱包業務仕様書

1 業務内容

札幌市（以下「委託者」という。）の指示する場所から蛍光管、廃乾電池及び水銀使用廃製品（水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計）を回収して、委託者の指示する保管場所へ運搬し、選別・梱包して二次輸送用車両に積み込む業務

2 業務日及び業務時間

(1) 業務日

令和2年4月1日～令和3年3月31日（土・日曜日及び1月1日～3日を除く。）

(2) 業務時間

時間は、原則、午前8時30分から午後5時までの間で委託者が指定する時間とする。

(3) 業務日及び業務時間の変更

委託者は、前号(1)、(2)の定めにかかわらず、業務に従事すべき日及び時間を変更又は延長することができる。

3 回収予定量

(1) 蛍光管

149 t/年（596,000本） 2,301本/日

(2) 廃乾電池及び水銀使用廃製品

60 t/年（廃乾電池59 t、水銀使用廃製品1 t）

※ 回収予定量は推計値であるので変動する可能性がある。

4 回収予定場所（詳細は別紙1）

(1) 蛍光管

蛍光管拠点回収協力店（4か所の地区リサイクルセンターを含む） 220店舗
（家電量販店136店、小規模小売店（地区リサイクルセンターを含む）84店、
令和2年1月現在）

※ 回収頻度は家電量販店週1回、小規模小売店月1回を目安とする。なお、店舗数は、契約途中でも変更になる場合がある。

(2) 廃乾電池及び水銀使用廃製品

各清掃事務所

回収頻度は4月から12月までの間で、月1回を目安とする。

5 作業要領

(1) 蛍光管

ア 作業手順

(ア) 受託者は、蛍光管拠点回収協力店の回収ボックスに入っている蛍光管を回収する。破損防止のため、蛍光管を包んでいる紙ごと回収する。

なお、破損品及び電球等の不適物があった場合はそれらも回収すること。

(イ) 受託者は、回収した蛍光管を破損することなく篠路リサイクル保管庫（北区篠路町福移153番地 ごみ資源化工場敷地内）に搬入する。その際、資源化工場の計量所において計量する（計量時間 午前9時～午後5時）。

(ウ) 受託者は、回収した蛍光管をその種類ごとに選別し、蛍光管のみを二次輸送用のコンテナに隙間なく詰め込む。詰め込む際は、破損防止のため、委託者が用意する専用シートで包むなど、コンテナの扱いや作業方法については、委託者の指示に従うこと。

午前8時30分以降に開始し、午後5時までに終了すること。

- (エ) 受託者は、委託者の指示により、蛍光管を二次輸送用のコンテナごと二次輸送用車両に積み込む。
 - (オ) 受託者は、蛍光管の破損品及び電球等の不適物のうち、不燃物は埋立処理場に、蛍光管を入れていたダンボール等の可燃物は清掃工場に搬入する。
 - (カ) 蛍光管拠点回収協力店への回収ボックスの設置及び撤去については、委託者の指示により受託者が行う。
- (2) 廃乾電池及び水銀使用廃製品
- ア 作業手順
- (ア) 受託者は、各清掃事務所が、袋等で分けて保管している廃乾電池及び水銀使用廃製品を回収する。
 - (イ) 受託者は、回収した廃乾電池及び水銀使用廃製品をそれぞれ廃乾電池保管場所、篠路リサイクル保管庫(ともに北区篠路町福移153番地 ごみ資源化工場敷地内)に搬入する。その際、資源化工場の計量所において、回収した各清掃事務所単位で計量する。(計量時間 午前9時～午後5時)
 - (ウ) 受託者は、回収した廃乾電池及び水銀使用廃製品を二次輸送用ドラム缶に入れる。なお、水銀使用廃製品は、破損を防止するため、ドラム缶に直に入れずに袋や缶などに入れることとし、廃乾電池及び水銀使用廃製品を同じドラム缶に入れる場合は、廃乾電池の上に水銀使用廃製品を置くこと。また、水銀使用廃製品を入れたドラム缶は、「体温計入り」など外から見て分かるように表示すること。
午前8時30分以降に開始し、午後5時までに終了すること。
 - (エ) 受託者は、委託者の指示により、廃乾電池及び水銀使用廃製品のいったドラム缶を二次輸送用パレットごと二次輸送用車両に積み込む。二次輸送用車両への積み込みは年13～14回の予定。
 - (オ) 廃乾電池の回収に使用した袋等で次回使用可能な物は、次回と同清掃事務所の回収時に同枚数を返却する。また、使用不能の袋は蛍光管回収不適物と同様に各処理場に搬入する。

6 履行報告及び履行検査

- (1) 受託者は、作業終了後に、作業報告書(別紙2)を作成し委託者に報告すること。
作業報告書には、ごみ資源化工場で発行する計量伝票を添付すること。
- (2) 受託者は、廃乾電池及び水銀使用廃製品の回収実績を廃乾電池・水銀使用廃製品回収実績報告書(別紙3)により、各清掃事務所へ報告すること。また、ごみ資源化工場で発行する計量伝票を添付すること。
- (3) 受託者は、毎月、業務実施報告書を作成し翌月10日までに委託者に提出し検査を受けること。

7 作業従事者

- (1) 回収作業
 - 5(1)ア(ア)及び5(2)ア(ア)に定める業務を行うため、運転手1名及び作業員1名を乗務させるものとする。なお、蛍光管回収においては、年末年始等回収量が多い時には増車・増員等の対応をすること。
- (2) 積み込み作業
 - 5(1)ア(エ)及び5(2)ア(エ)に定める業務を行うため、選別・梱包作業を行う者のうち1名は、フォークリフトの資格を有するものでなければならない。なお、当該積み込み作業に必要な免許証等の写しを委託者に提出すること。

8 作業用機材

(1) 使用車両等

回収作業に使用する車両は、受託者が用意するものとする。

なお、使用する車両は平ボディ又は箱型トラックを使用することとし、事前に使用車両届（別紙4）により届け出ることとする。

(2) 蛍光管回収用の箱

蛍光管回収用の箱は受託者が用意するものとする。

(3) フォークリフト

二次輸送用車両に蛍光管及び廃乾電池等を積み込むためのフォークリフトは、受託者が用意するものとする。

なお、使用するフォークリフトは事前に使用車両届（別紙4）で届け出ること。

(4) 二次輸送用コンテナ

蛍光管を二次輸送用車両に積み込むためのコンテナは、委託者が用意する。

(5) 二次輸送用ドラム缶及びパレット

廃乾電池及び水銀使用廃製品を二次輸送用車両に積み込むためのドラム缶及びパレットは、委託者が用意するものとする。

(6) その他

二次輸送の際に水銀使用廃製品を入れる袋や缶、掃除用具、暖房器具及び燃料、その他必要なものは、受託者が用意するものとする。

9 回収日の調整

(1) 蛍光管

蛍光管拠点回収協力店からの回収は、量販店週1回、小売店月1回を目安としているが、回収曜日及び積み込み場所等については、受託者の責任により、蛍光管拠点回収協力店と調整すること。

年末年始時期においては回収量の増加が見込まれるため、小売店の回収頻度を下記のとおり増やすものとする。

・毎月上旬に回収している小売店・毎月の収集に加えて、12月下旬も回収する。

・毎月下旬に回収している小売店・毎月の収集に加えて、1月上旬も回収する。

(2) 廃乾電池及び水銀使用廃製品

各清掃事務所からの回収は、月1回を目安とする。回収の際には、前日までに委託者に連絡し、回収することについての可否を確認すること。

10 回収計画の作成

受託者は、「蛍光管拠点回収協力店リスト」から蛍光管の回収計画を作成し、契約後すぐに委託者に提出すること。

11 作業上の注意事項

(1) 作業が著しく遅滞したり、その他作業上の問題が生じた場合は、速やかに循環型社会推進課に連絡し指示を受けること。

(2) 車両等の清潔保持

委託業務に従事する車両及び機材は、常に清潔を保持しなければならない。

(3) 車両及び機材の整備

委託業務に従事する車両及び機材は、常に整備点検を行い適正に維持管理すること。

(4) 積載物の落下防止

平ボディトラック・ダンプ車を使用するときは、必ずシート及びロープで積載物を固定し、落下防止に注意すること。

- (5) 積雪期の装備品
積雪期においては、委託業務に従事する車両にスコップ・スノーヘルパー・チェーン等を装備し、円滑な運行の確保に努めること。
- (6) 機材等の不備の改善
委託者が、受託者の作業用機材を点検し、不備と認めるものについては、受託者の費用負担によりその不備事項を改善しなければならない。
- (7) 処理施設への搬入時及び計量時には、他の収集運搬車両等に留意しながら、誘導灯（員）の指示に従わなければならない。
- (8) 選別・梱包施設は常に清潔にしておくこと。
- (9) 選別・梱包施設を受託者の過失により損壊したときは、その修繕にかかる費用を弁償すること。
- (10) 道路交通法（昭和35年法律第105号）等関係法令を遵守し、交通事故の防止を図ること。
- (11) 業務の実施に際しては、当該業務の効率的実施と公共性を十分に認識し、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。
 - ア 業務の実施に際しては、作業従事者の服装を常に清潔に保ち、市民に対しては常に親切ていねいに接し、言動・態度等において市民の信頼を損なうことのないようにすること。
 - イ 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。
 - ウ 市民の財産その他に損害を与えないようにすること。
 - エ 通行人等に危険を及ぼさないよう、また、交通の妨げとならないよう特に注意するとともに、ごみの飛散を防止すること。

12 労働災害・事故対策

受託者は、当該業務の履行に際して以下の事項を遵守し、労働災害・交通事故等の防止に努めなければならない。

- (1) 作業中に交通事故あるいは作業事故が生じた場合は適切な措置をとるとともに、ただちに口頭で循環型社会推進課長に報告し、すみやかに書面による事故報告書を提出すること。
- (2) 事故が生じたときは、受託者は関係者に対し、誠意を持って対応するとともに、事故により生じた一切の責任を負担するものとする。
- (3) 事故防止については、十分留意の上、従事者の教育に努めること。
- (4) 業務に使用する車両等は、受託者の負担により、車両毎に任意保険を契約しなければならない。
- (5) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及びその他関連法令に定めるところにより、自己の従業員に対する安全及び衛生についての対策、福利厚生並びに研修等について、適正に実施しなければならない。特に、安全衛生対策の実施に当たっては、委託者の指導に従い、作業の安全に努めなければならない。

13 環境負荷の低減に関すること

環境負荷の低減に関し、次のように定める。

- (1) 本業務の履行においては環境負荷の低減に努めること。
- (2) 自動車を使用する業務について
 - ア 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。
 - イ 環境に負荷の少ない運転をすること。
 - (ア) 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。
 - (イ) 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

- (ウ) 不要な荷物、道具類は積まないこと。
- ウ アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。
- (ア) 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。
- (イ) 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。
- (ウ) 必要以上の暖気運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

14 その他

本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関する事柄については、委託者と受託者の協議の上で決定することとする。

蛍光灯回収拠点一覧

	名称	住所
中央区	大阪屋	北1条西3丁目
	ヤマダ電機テックランド札幌本店	北1条西8丁目1-2
	花岡電器	北1条西23丁目2-2
	中原電気商会	北2条西2丁目
	桑園電器商会	北4条西14丁目
	ビックカメラ 札幌店	北5条西2丁目1
	イオン札幌桑園店	北8条西14丁目28
	ヨシロウ電器	北12条西20丁目 中央卸売市場内
	オノデンCO.	北13条西19丁目37-67
	啓明電気	南14条西11丁目2-12
	西友 旭ヶ丘店	南8条西25丁目2-1
	ホームック 旭ヶ丘店	南9条西22丁目1-2
	サンテックまつい	南11条西12丁目
	ラルズマート 啓明店	南11条西21丁目4-21
	スーパーアークス 山鼻店	南12条西11丁目2-10
	㈱東光ストア 行啓通店	南14条西9丁目1-15
マックスバリュ 南15条店	南15条西14丁目1-22	
北区	㈱東光ストア あいの里店	あいの里1条5丁目1-31
	ビバホーム あいの里店	あいの里1条6丁目2-2
	北地区リサイクルセンター	あいの里2条6丁目
	ヨドバシカメラマルチメディア札幌	北6条西5丁目1-22
	スーパーアークス 北24条店	北24条西9丁目
	旭電器販売	北26条西8丁目1-19
	マックスバリュ 北32条店	北32条西13丁目1-1
	ヤマダ電機テックランド札幌北33条店	北33条西5丁目120-1
	ケースデンキ札幌麻生店	北36条西10丁目1-5
	イオン札幌麻生店	北39条西4丁目1-5
	㈱東光ストア 麻生店	北40条西4丁目2-15
	ホームック 篠路店	篠路1条1丁目1-10
	井形電気商会	篠路3条7丁目8-1
	スーパーアークス ノース	篠路3条9丁目2-15
	コアデンキ	新川1条1丁目1-31
	ビッグハウス 新川店	新川6条14丁目1-1
	スーパーアークス エクスプレス	新川西1条4丁目1-1
	ビバホーム 新琴似店	新琴似1条7丁目3-35
	下村電器	新琴似1条11丁目10-21
	なかでん	新琴似3条4丁目4-3
	スーパーアークス新琴似店	新琴似4条17丁目1-25
	石垣電機	新琴似7条16丁目5-23
	コンパスホリイ	新琴似8条12丁目5-1
	ホームック 新琴似店	新琴似8条16丁目9-1
	ハタナカ電器	新琴似9条15丁目5-22
	マックスバリュ 新琴似店	新琴似10条2丁目1
	ビッグハウス 太平店	太平4条1丁目3-1
	細川電機(株)札幌営業店	太平9条5丁目2-7
電器のマツダの店	屯田4条2丁目8-6	
でんきのエイト	屯田4条6丁目6-18	
ヤマダ電機 テックランド屯田店	屯田7条3丁目2-2	
イトーヨーカドー 屯田店	屯田8条3丁目5-1	
ジョイフルエー・ケー 屯田店	屯田8条5丁目5-1	

蛍光灯回収拠点一覧

	名称	住所
東 区	アリオ札幌	北7条東9丁目2-20
	スーパーアークス苗穂店	北7条東18丁目2-10
	ホームマック 光星店	北9条東5丁目7-1
	ビッグハウス 光星店	北14条東3丁目1-30
	マックスバリュ 元町店	北17条東16丁目1-10
	ホームマック 元町店生活館	北17条東20丁目1
	足立金物店	北19条東1丁目1-24
	造田電器	北20条東20丁目3-27
	コープさっぽろ 元町店	北21条東16丁目2-12
	北野電気	北21条東17丁目3
	マツヤデンキ 元町店	北23条東21丁目25-4
	西友 元町北二十四条店	北24条東20丁目4-1
	タカハシ電気	北25条東3丁目1-15
	たかのでんき	北25条東19丁目2-8
	イオン札幌元町店	北31条東15丁目1-1
	高橋無線電器	北34条東18丁目4-17
	ラルズマート 北35条店	北35条東4丁目1-1
	加藤電器	北35条東21丁目2-13
	アラカワ電機	北37条東18丁目1-12
	イオン札幌栄町店	北42条東16丁目1-5
	アサヒ電器	北48条東15丁目2-27
	ホームマック 北栄店	北49条東7丁目104
	ホクレンショップ 49条店	北49条東15丁目723-1
	イオン札幌苗穂店	東苗穂2条3丁目1-1
	ホームマック東苗穂店	東苗穂3条2丁目5-10
	100満ポルト東苗穂店	東苗穂3条2丁目5-20
	ホクレンFood Farm 東苗穂店	東苗穂8条1丁目18-1
	マツヤデンキ 札苗店	東苗穂9条1丁目2-5
	コンパスはんだ	東苗穂10条2丁目14-23
	ヤマダ電機テックランド札幌苗穂店	東雁来2条1丁目1-16
	ホームマック 東雁来店	東雁来10条3丁目1-1
	ラルズマート 伏古店	伏古6条3丁目4-1
	フシコデンキ	伏古8条4丁目2-6
	コープさっぽろ 新道店	伏古11条3丁目1-45
	サンワドー 札幌新道店	伏古11条3丁目1-50
	丸ヨ小林電器店	本町2条4丁目1-1
ケーズデンキ東苗穂店	東苗穂1条3丁目1-15	
ウエキ洋電	北30条東9丁目3-7	
白 石 区	ラルズマート 新ほくと店	川下4条1丁目1-1
	マックスバリュ 菊水店	菊水2条2丁目1-11
	スーパーアークス 菊水店	菊水3条5丁目2-25
	ホームマック 菊水元町店	菊水元町3条5丁目4-27
	栄電社	北郷2条9丁目2-8
	電器のいとう	北郷3条2丁目2-1
	デンキのササキ	栄通3丁目5-15
	コープさっぽろ ルーシー店	栄通18丁目5-35
	でんきの芦崎	栄通21丁目22-2
	アールエス・ネットサービス	中央3条4丁目5-11
	(株)東光ストア 南郷13丁目店	南郷通13丁目南5-16
	イオン東札幌店	東札幌3条2丁目2-1
	ビッグハウス 白石店	平和通3丁目
	くぼた電器	本郷通7丁目南3-8
	ポウラスターズエタ	本通2丁目北1-1
	ヤマダ電機テックランド札幌白石店	本通15丁目北1-1
	北海道佐々木商会	本通18丁目北3-60 稲津ビル
スーパービバホーム白石本通店	本通20丁目南1番1号	

蛍光灯回収拠点一覧

	名称	住所
厚別区	デンキのサンポウ	青葉町9丁目3-25
	ビッグハウス イースト	厚別中央2条2丁目2-6
	イオン新さっぽろ店	厚別中央2条5丁目7-1
	ホームック 厚別西店	厚別西3条6丁目700-73
	西友 厚別店	厚別西4条6丁目700-126
	マックスバリュ 厚別東店	厚別東1条1丁目3-1
	新山電器	厚別東1条4丁目3-6
	パナルックササキ	厚別東1条6丁目8-1
	厚別地区リサイクルセンター	厚別東3条1丁目1-10 (リユースプラザ内)
	ヤマダ電機テックランド札幌厚別店	厚別東4条8丁目18-20
	ケーズデンキ厚別店	厚別東5条8丁目7-1
	デンキハウスレッツあつべつ	厚別南4丁目15-1
	マックスバリュ 厚別店	厚別南5丁目22-50
	レッツたかはし	厚別南7丁目2-8
	㈱東光ストア 大谷地店	大谷地東3丁目3-20
	あさひ電機	上野幌2条2丁目7-7
ホームック スーパーデポ厚別東店	厚別東5条1丁目2-10	
豊平区	ヤマダ電機テックランド札幌月寒店	月寒東1条12丁目1-1
	リサイクルセンターダイター	月寒東2条17丁目
	スーパーアークス月寒東店	月寒東3条8丁目1-30
	ザ・ビッグ 豊平店	豊平4条9丁目3-1
	ビバホーム 豊平店	豊平6条9丁目2-10
	ホームック スーパーデポ西岡店	西岡1条8丁目8-1
	コジマ×ビックカメラ イオン西岡店	西岡3条3丁目4-1
	ザ・ビッグ西岡店	西岡3条7丁目220
	おちあい電器	西岡3条9丁目5-2
	ビッグハウス エクストラ	平岸1条22丁目2-15
	ビバホーム 平岸店	平岸1条22丁目2-15
	平岸電化センター	平岸2条7丁目4-17
	西友 平岸店	平岸2条10丁目3-28
	マツヤデンキ 平岸店	平岸2条11丁目
	マックスバリュ 平岸店	平岸3条13丁目6-1
	ラルズストア 平岸店	平岸5条8丁目1-1
	西友 福住店	福住1条3丁目10
	イトーヨーカドー 福住店	福住2条1丁目2-5
ラルズマート 美園店	美園2条1丁目2-1	
ケーズデンキ月寒店	月寒東5条13丁目3-1	
清田区	ビッグハウス 里塚店	美しが丘1条7丁目1-1
	パナプラザエイト電器	美しが丘2条4丁目5-5
	ホームック スーパーデポ北野通店	北野3条2丁目13-75
	ラルズストア 北野店	北野3条2丁目13-88
	ヤマダ電機 テックランド清田店	清田1条1丁目1-1
	さとう電器	清田6条1丁目8-17
	栗山電器	清田6条3丁目3-13
	デンキのコダマ	里塚2条2丁目9-12
	むつみ電機	真栄1条1丁目1-18
	ホームック 真栄店	真栄4条2丁目1-10
	西友 清田店	平岡1条1丁目1-3
	サンロードさいとう	平岡1条1丁目6-18
	イオン札幌平岡店	平岡3条5丁目3-1
	㈱東光ストア 平岡店	平岡7条2丁目2-1
	ホームック 平岡店	平岡公園東3丁目1-1
スーパービバホーム 清田羊ヶ丘通店	真栄52番地	
100満ボルト 札幌清田店	真栄56番地	

蛍光灯回収拠点一覧

	名称	住所
南 区	雨宮電器商会	石山3条7丁目3-21
	なかむら	川沿18条2丁目1-1
	ホームマック 川沿店	川沿3条1丁目18-28
	ヤマダ電機 テックランド札幌南川沿店	川沿5条2丁目1-1
	コープさっぽろソシア	川沿5条2丁目3
	ベスト電器 川沿店	川沿5条2丁目3 コープさっぽろソシア内
	ビッグハウス サウス	川沿15条1丁目1-55
	㈱東光ストア 自衛隊駅前店	澄川3条6丁目3-1
	SUNプラザ澄川	澄川6条3丁目1-25
	マックスバリュ 澄川店	澄川4条2丁目2-6
	日和電器	澄川4条2丁目2-10
	ホームマック 藤野店	藤野2条4丁目1-1
	㈱東光ストア 藤野店	藤野2条4丁目1-2
	いしぐる電器商会	藤野3条3丁目1-21
	ジャンプ21ふじのこながや電器	藤野3条6丁目5-2
	アサヒ電器	真駒内上町3丁目2-11
	ラルズマート 真駒内店	真駒内幸町1丁目2-3
	デンキのスズキ 東海店	南沢4条3丁目8-43
	ウゴウ無線電機	南沢4条2丁目1-1
	中央地区リサイクルセンター	南30条西8丁目7-1
	コメックスインターナショナル本社	南38条西11丁目8-1
デンキの大野	簾舞3条2丁目20-1	
西 区	イトヨーカドー 琴似店	琴似2条1丁目4-1
	イオン札幌琴似店	琴似2条4丁目2-2
	マックスバリュ 琴似3条店	琴似3条7丁目5-16
	コープさっぽろ にしの店	西野3条3丁目2-5
	ホームマック 西野店	西野4条7丁目2-1
	宮下電機商会	西野5条3丁目5-1
	さかうえデンキ	西野8条8丁目4-1
	西友 西町店	西町南6丁目1-1
	ヤマダ電機 テックランド札幌琴似店	二十四軒2条1丁目2-46
	西地区リサイクルセンター	二十四軒4条1丁目 (JR高架下)
	みよし電器	八軒8条東5丁目6-7
	ベルスズキ電器	発寒6条13丁目10-20
	ビッグハウス ウエスト	発寒7条9丁目4-33
	イオン札幌発寒店	発寒8条12丁目1-1
	ヤマダ電機 テックランド札幌発寒店	発寒11条14丁目1069-21
	ホームマック 発寒店	発寒14条4丁目2-15
	ラルズストア 発寒店	発寒14条4丁目2-23
	クロシマ電器暖房	福井1丁目22-17
	西野電化	福井10丁目1-2
	佐々木電器	平和1条2丁目1-1
	コスモチェーンヨコイ	平和2条5丁目16-26
	西友 宮の沢店	宮の沢1条1丁目1-30
	ホームマック 山の手店	山の手1条7丁目4-1
	ラルズマート 山の手店	山の手2条6丁目5-20
ケーズデンキ発寒店	発寒13条14丁目1078-15	
ホームマック スーパーデポ発寒追分通店	発寒9条14丁目516-210	

蛍光管回収拠点一覧

	名称	住所
手 稲 区	住宅日用品センター やました	稲穂3条6丁目1-1
	ホクレンショップ 新発寒店	新発寒4条1丁目1-60
	イオンスーパーセンター手稲山口店	手稲明日風6丁目1-1
	藤原電機商会	手稲本町2条3丁目6-11
	スーパーアークス 星置店	手稲山口478-1
	北光デンキ	西宮の沢4条4丁目18-23
	ラルズストア 宮の沢店	西宮の沢5条2丁目11-20
	西友 手稲店	前田1条11丁目1-1
	ホームック 手稲前田店	前田5条11丁目7-1
	ホクレンショップ 前田店	前田6条15丁目3-30
	スーパービバホーム手稲富丘店	富丘2条2丁目2-1
	コープさっぽろ 西宮の沢店	西宮の沢3条1丁目12-1

廃乾電池・水銀使用廃製品回収実績報告書

令和 年 月 日

あて先	清掃事務所
-----	-------

送信者	(担当:)
-----	--------

廃乾電池・水銀使用廃製品の回収量を下記のとおり報告します。

回収日	令和 年 月 日 ()
回収量	k g
備考	

使用車両届

(あて先) 札幌市長

業者名

代表者

印

番号	登録番号	メーカー	車種	年式	車検有効期限	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

下記資料を添付して提出してください。

- 1 前面と斜め前からの写真 (ナンバープレートが写っていること。)
- 2 車検証の写し